

資料 2

令和 2 年 6 月 5 日

愛知県環境影響評価審査会
会長 松 尾 直 規 様

愛知県環境影響評価審査会

名岐道路部会

部会長 二 宮 善 彦



名岐道路（一宮～一宮木曽川）計画段階環境配慮書について（報告）

令和 2 年 4 月 20 日に審査を付託されたこのことについては、別添のとおりです。

名岐道路（一宮～一宮木曽川）計画段階環境配慮書についての部会報告

はじめに

名岐道路（一宮～一宮木曽川）計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的な事項

- (1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- (2) 事業計画及び工事計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 大気質及び騒音

事業実施想定区域内には集落・市街地が存在しており、本事業の実施に伴う大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

3 動物

事業実施想定区域の周辺には水田等が存在しており、立体構造とする場合には工作物の存在による鳥類への影響が懸念される。

このため、鳥類の生息環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。

4 その他

- (1) 配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果について、大気等の予測結果が定性的な記載にとどまっていることなどから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。

また、本配慮書においても、同法に規定するこれらの事項について、同様の記載にとどまっている。

このため、方法書以降の手続においては、適切に予測・評価を行い、図書を作成の上、環境の保全の見地からの意見を求めるこ。

(2) 方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。

検討の経緯

| 年月日 | 会議 | 備考 |
|-----------|----|----------------------|
| 令和2年4月16日 | — | 知事からの諮問 |
| 令和2年4月20日 | — | 部会の設置及び付託 |
| 令和2年5月29日 | 部会 | 配慮書の内容の検討 部会報告の検討 |

愛知県環境影響評価審査会 名岐道路部会構成員

| | |
|--------|--------------------|
| ○大石 弥幸 | 大同大学情報学部特任教授 |
| 上島 通浩 | 名古屋市立大学大学院医学研究科教授 |
| 酒巻 文郎 | 元名城大学理工学部教授 |
| 田代 むつみ | 名古屋大学未来社会創造機構特任講師 |
| 中川 弥智子 | 名古屋大学大学院生命農学研究科准教授 |
| ◎二宮 善彦 | 中部大学工学部教授 |
| 橋本 啓史 | 名城大学農学部准教授 |
| 櫃田 珠実 | 名古屋芸術大学芸術学部教授 |
| 増田 理子 | 名古屋工業大学大学院工学研究科教授 |

◎部会長 ○部会長代理

(敬称略、五十音順)